

令和7年度 第24回役員会議事要旨

日 時 令和8年3月25日（水）13時00分～13時35分

場 所 本部棟2階大会議室

出席者 学長、大島理事、青木理事、野口理事、田中理事、竹下理事

欠席者 鯉川理事

陪席者 大川内監事、南谷監事

1 審議事項

【一括審議事項】

学長から、役員会で協議し、教育研究評議会等で審議した（1）～（15）の案件について一括審議する旨の説明があった。

（1）令和7年人事院勧告への対応等に伴う就業規則の一部改正について

国においては人事院勧告どおりの実施を閣議決定し、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、本学においても「国立大学法人佐賀大学における給与改定の基本方針」に基づき、職員給与規程等の一部改正を行う旨の説明があった。また、契約職員である特任教員の給与については、国の給与改定基準に直接準拠する必要がなかったため、平成21年以降見直しが行われていなかったが、近年の人事院勧告による引上げ幅や給与水準の適正化を踏まえ、契約職員給与規程の一部改正を行うことについて審議するもの。

徳永総務部次長から、協議からの変更点として、特任教員の給与表の金額に2箇所誤りがあったため、修正した旨の説明があった。

（2）国立大学法人佐賀大学役員報酬規程の一部改正について

国においては人事院勧告どおりの実施を閣議決定し、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が成立したことに伴い、本学においても、「国立大学法人佐賀大学における給与改定の基本方針」に基づき、役員報酬規程の一部改正を行うことについて審議するもの。

（3）国立大学法人佐賀大学契約職員給与規程の一部改正について

（契約医療事務職員及び契約看護助手における給与体系の見直し）

契約医療事務職員及び契約看護助手について、両職種への給与表の適用、時

間外手当を含まない本給月額化及び年度一時金の支給等により制度の統一・公平性の確保及び処遇改善を図るため、契約職員給与規程の一部改正を行うことについて審議するもの。

徳永総務部次長から、協議からの変更点として、契約医療事務職員給与を規定する第24条第3項から第5項を略としていたが、第4項及び第5項は削除する内容であったため、修正した旨の説明があった。

(4) 国立大学法人佐賀大学臨時職員人事規程等の一部改正について

(ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの職務内容・勤務時間等の明確化に伴う改正)

ティーチング・アシスタント及びリサーチ・アシスタントの職務内容や勤務時間等を明確にするため、臨時職員人事規程等の一部改正を行うことについて審議するもの。

(5) 国立大学法人佐賀大学職員給与規程の一部改正について

(コスメティックサイエンス学環開設に伴う諸手当等の新設)

令和8年4月にコスメティックサイエンス学環を新設することに伴い、当該学環長に対し、学部長と概ね同程度の管理監督職員としての責務が発生することから学部長と同額の管理職手当を、副学環長に対しては、副学部長と概ね同程度の職務付加が生じることから副学部長と同額の職務付加手当をそれぞれ支給するとともに、既存学部と新設学環の基幹教員を兼務する教員については業務負担の増加が見込まれることから、本給に対する調整額を支給できるよう、職員給与規程の一部改正を行うことについて審議するもの。

徳永総務部次長から、協議からの変更点として、職務付加手当を規定した条項の役職等の欄に、現行規程に既に記載のないものがあったため、削除した旨の説明があった。

(6) 佐賀大学及び熊本大学で編成する共同教員養成課程連携協議会規則の制定について

佐賀大学教育学部及び熊本大学教育学部で編成する共同養成課程の運営に関し、両大学間の円滑な連携及び協力を図るため、共同教員養成課程連携協議会規則を制定することについて審議するもの。

徳永総務部次長から、協議からの変更点として、第2条の文言追加及び来年度は佐賀大学学長が議長となることが確定したため、その旨を附則に追記した旨の説明があった。

(7) コスメティックサイエンス学環設置に伴い改正を行う規則について

コスメティックサイエンス学環設置に伴う国立大学法人佐賀大学基本規則の改正内容(学環の設置及び定義)について、それに付随して改正が必要と思料

される34件の規則の改正を行うことについて審議するもの。

(8) 佐賀大学コスメティックサイエンス学環運営規程の制定について

コスメティックサイエンス学環の運営に必要となる組織に関する事項及び役職者に関する事項等について規定するため、佐賀大学コスメティックサイエンス学環運営規程を制定することについて審議するもの。

(9) 佐賀大学コスメティックサイエンス学環長候補者選考規程の制定について

国立大学法人佐賀大学学部長等選考規則第7条の規定に基づき、コスメティックサイエンス学環における学環長の選考に関し必要となる事項を規定するため、佐賀大学コスメティックサイエンス学環長候補者選考規程を制定することについて審議するもの。

(10) 佐賀大学コスメティックサイエンス学環副学環長に関する規程の制定について

国立大学法人佐賀大学基本規則第24条第4項の規定に基づき、コスメティックサイエンス学環における副学環長の人数、職務、選考等に関し必要となる事項を規定するため、佐賀大学コスメティックサイエンス学環副学環長に関する規程を制定することについて審議するもの。

(11) 佐賀大学学術交流協定取扱要項の一部改正及びそれに伴う手続きの流れの変更について

部局間学術交流協定締結時に学長承認のプロセスを追加し、責任の所在の明確化及び大学全体での一元管理を行うため、佐賀大学学術交流協定取扱要項の一部改正及びそれに伴う手続きの流れの変更を行うことについて審議するもの。

(12) 大学間学術交流協定校との学術交流協定締結について（更新）

ガ ज्याマダ大学との学術交流協定について、学生交流機会の拡大や本学の更なる国際化及び学生へのグローバル意識向上にも寄与することが期待されるため、5年間の協定更新を行うことについて審議するもの。

(13) 令和8年度長期借入金の償還計画の認可申請について

令和7年度までの独立行政法人大学改革支援・学位授与機構からの長期借入金について、国立大学法人法第33条の2に基づき、長期借入金の償還計画に係る認可申請を文部科学大臣に行うことについて審議するもの。

(14) 「令和8年度佐賀大学収入・支出予算（案）」について

令和8年度佐賀大学予算編成の方針を踏まえ、本学の令和8年度予算編成における収入・支出予算を策定する旨及びその内容について審議するもの。

(15) 令和8年度評価反映特別経費（業務の評価）における評価結果及び予算配分

(案) について

令和8年度評価反映特別経費（業務の評価）について基準に基づく評価を実施し、評価結果に応じた予算の配分を行うことについて審議するもの。

大津財務課長から、協議からの変更点として、2-2科学研究費助成事業の採択件数及び目標値の達成状況について、医学系と医療系を一つの部局としてまとめて集計していたが、医学部所属ではなく附属病院所属の教員がいたため、当該分については医療系へ配分するよう修正した旨の説明があった。

審議の結果、上記15案件は了承された。

【審議】

(16) 「実践智で未来を拓くー佐大ビジョン2040ー」の策定について

学長から、2040年に向けて、本学がこれから歩むべき変革の道筋を示すものとして、「実践智で未来を拓くー佐大ビジョン2040ー」を策定する旨及びその内容について説明があり、審議の結果、了承された。

(17) 令和8年度「佐賀大学のこれからービジョン2030ー」実現に向けたプロジェクトについて

大島理事から、本学が2020年4月に策定した「佐賀大学のこれからービジョン2030ー」を実現するために、各理事室が設定したプロジェクトについて、令和8年度も引き続き推進する旨の説明があり、審議の結果、了承された。

(18) 事務組織改編に伴う「国立大学法人佐賀大学事務組織規則」の一部改正について

徳永総務部次長から、令和8年4月1日より事務組織の改編を行うにあたり、令和7年3月27日に「国立大学法人佐賀大学事務組織規則」を一部改正したが事務組織規則に追加や整理を行う必要があること、また、教育研究等組織の事務部（人文・社会科学事務部、自然科学事務部及び医学部事務部）に係る規定について、規定順の見直し及び内容についても整理を行うことから、「国立大学法人佐賀大学事務組織規則」の一部改正を行う旨の説明があり、審議の結果、了承された。

(19) 令和8年度会計監査人候補者の継続選定について

田中理事から、令和8年度における会計監査人候補者として「EY新日本有限責任監査法人」を継続選定することについて説明があり、審議の結果、了承された。

(20) 寄附に伴う感謝状の贈呈について

徳永総務部次長から、本学の教育研究活動に対して深い理解を示され、佐賀

大学基金（一般基金）に多額の寄附をいただいた方に対し、感謝状を贈呈する旨の提案があり、審議の結果、了承された。

2 報告事項

- (21) 令和7年度国立大学法人佐賀大学研究費不正防止に係るコンプライアンス教育・啓発活動の実施計画の実施状況について

大津財務課長から、国立大学法人佐賀大学研究費不正防止実施計画に基づき、半年毎に啓発活動の実施状況を役員会で報告している旨の説明があり、令和7年度の実施状況及び第3四半期、第4四半期の取組についての報告があった。

- (22) その他
特になし

以 上